

(宛先)

名古屋市長

申請者

団体所在地 名古屋市名東区植園町3-71

フリガナ フジマキチョウジチカイ

団体名称 藤巻町自治会

フリガナ ハットリ ケンヤ

代表者氏名 服部 虔也 

### 地域まちづくり活動助成提案書

当団体の地域まちづくり活動について、地域まちづくり活動助成を受けたいので下記のとおり提案します。

#### 1. 団体の概要

名称	藤巻町自治会			
代表者	氏名	服部 虔也	電話	052 783 5045
			FAX	052 783 5045
			E-Mail	hattorik39@s2.dion.ne.jp
	住所	〒465 0075 名古屋市名東区藤巻町3-2-374		
連絡先 (注)	氏名	岡田 力美	電話	052 782 3430
			FAX	052 782 3430
			E-Mail	VYX00747@nifty.ne.jp
	住所	〒465 0075 名古屋市名東区藤巻町3-2-231		
設立時期	昭和 38年 4月			
主な活動地域	名東区藤巻町			
過去に受けた助成	平成26年度～平成27年度 コンサルタント活用助成			

(注) 連絡先は、本助成に関する連絡先が代表者と異なる場合にご記入ください。

2. 団体の平成28年度（今年度）収入支出予算書

収入

事業内容	予算額（円）	備考
自治会費	612,000	
集会所収入	34,000	
助成金	500,000	地域まちづくり活用助成金
計	1,146,000	

※提案に伴う助成額も計上してください。

支出

事業内容	予算額（円）	備考
学区分担金	180,000	
町内住民活動費等	290,000	
管理費・予備費	101,000	
事務・会議・印刷	75,000	
緑地管理の研究活動	500,000	助成対象事業
計	1,146,000	

3. 助成を受けようとする活動の項目ごとの詳細な支出内訳書

事業内容	支出項目	金額	
i まちづくり構想の内容周知用パンフレット（緑地現況調査結果付）	・編集・デザイン 8頁×¥15,000	120,000	(180,000)
	・周知資料印刷費(約8頁×250部×¥30) パンフレット4頁 緑地現況調査4頁	60,000	
ii 緑地管理計画の具体化準備	・空地・空家調査資料 今迄のアンケート ワークショップ 意見集約整理・マップ化 将来像のラフスケッチ 4名日×¥8,000	32,000	(32,000)
	・専門家謝金4名×¥8,000×2回 5名×¥8,000×2回	64,000 80,000	
iii 緑地管理組織化研究会の開催 ※藤巻町にて開催予定	・専門家交通費1名×¥23,000×2回 4名×¥500(名古屋近郊)×4回	46,000 8,000	(198,000)
	iv 住民参加の啓発活動	・案内チラシ作成(デザイン印刷) 500部 ・講師依頼(企画運営協力を含む)2回×¥25000 ・材料(消耗品含む) 2回×¥10,000	
計		500,000	

4. 団体の活動等を地区の住民に周知する方法

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会組長会（町内合計15組の組長の毎月1回定期的な集まり）</li> <li>・自治会の回覧板、自治会掲示板</li> <li>・必要に応じて町内住民宅への案内を投函</li> </ul>
---

5. 提案内容

提案名	藤巻の“さと（森と生活）”を育む仕組み（緑地管理）の研究
主 な 活動地域	名古屋市名東区藤巻町および隣接地
団 体 の 活動目的	一般的な自治会として住民生活の安全、快適、利便が目的
提 案 の 内 容	<p>(1) 提案活動の目的          ここ数年来に亘って行政や専門家の支援を得ながら、今年3月に策定した「藤巻町まちづくり構想」を実現する取り組みとして以下の活動を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の魅力である「緑豊かな自然と人の暮らしが共生する魅力的な住環境」を維持改善するため、住民主体となった緑地維持管理の仕組みづくりを目的としています。そのために、地域住民に魅力資源である緑地への理解と体験を広め、住民ニーズにも沿い、一般市民にも喜ばれる緑地管理計画を検討し、実践体制の研究を行います。</li> </ul> <p>(2) 今回の提案活動の内容</p> <p>i 全住民への「まちづくり構想」と「藤巻町の緑地の現況」の周知          「まちづくり構想」の策定の過程で、名大環境学研究科の先生をはじめ、名古屋市の東部丘陵の植生調査にかかわった関係者の協力のもとに、今回の対象地域内部のエリア毎の植生や状態について相当の調査を行った。「まちづくり構想」と緑地の現状を分かりやすいパンフレットにまとめ住民に配布し、説明会を開催することによって当事者意識を高める。また以下の活動に参加して貰う。</p> <p>ii 地域主体の緑地管理計画の具体化          緑地管理に関する住民ニーズの整理を行う（自敷地の管理課題、近隣緑地の問題意識、藤巻の森全体の景観管理、組織化した緑地管理体制への意向など）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の自治会活動で行っている空地・空家をきれいにする活動で、集約されている課題、まちづくり構想策定時の各種アンケート、ワークショップ結果を総合的に集約、分析とマップ化</li> <li>・それらをiiiの組織化研究会へつなぐ</li> </ul> <p>iii 緑地管理組織化研究会の開催          専門家のアドバイスを得ながら、勉強会を兼ねて4回程度開催する。最初の2回は、上記iiを踏まえ、主として緑地に関する専門家のアドバイスを得て、藤巻町の各エリアについての緑地の将来像（全体・住居周辺）管理方針を検討する。この段階で管理費用の見積もりを順次行う。後半2回の検討会では、組織・運営の専門家のアドバイスも得ながら住民が主体となる緑地管理の仕組みの具体化を研究する。（組織化の方策を検討する。）          専門家の候補（富永一夫氏：NPO フュージョン長池（東京）他、高取千佳：名古屋大学環境学研究科、真弓浩二：アルダー環境設計室、長谷川泰洋：名古屋市生物多様性センター、藤森幹人：（株）対話計画）（専門家は4名又は5名）</p> <p>iv 住民参加の啓発活動「藤巻の森探検隊」          緑地管理への住民の理解を広げ、若い世代の担い手を発掘するため、主に親子連れをターゲットに藤巻の森の魅力を経験し緑地管理の楽しさを体験する会を2回開催する。企画運営をNPO等の専門家へ協力依頼する。</p> <p>テーマ案①：自然観察会と樹名板を作って掛けよう。昆虫も見つけよう          テーマ案②：「落葉集め」と「堆肥づくり（昆虫観察準備）」で汗をかこう</p>



提 案 の 内 容	<p>①必要性：該当地域においてまちづくり活動に取り組む理由について</p> <p>藤巻町は全域が都市計画公園区域に指定されているが、約 90 年の長期の未着手期間に低層住宅が密集する区域ができる一方豊かな（豊かすぎる）緑地化区域が隣接し、結果的に都心近くに存在する「自然豊かな里山的景観の“まち”」となって現在に至っている。現在は約 170 世帯、約 400 名が居住している。</p> <p>当面の公園事業化が見込まれないなか、住民の高齢化と空き家増加などゴーストタウン化が心配されるなど将来への不安や、私道インフラ未整備問題、緑地の脅威から、住環境を維持改善するため「まちづくり構想」を策定した。そこで、藤巻町の魅力は「緑豊かな自然と人の暮らしが共存する都市部の里山的住環境」にあると考え、上記の課題改善と魅力維持向上のため、提案の活動に取り組む。</p> <p>(1) 藤巻町の概要と地域の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな自然環境が地域の魅力ではあるが、緑地が相当に成長し、倒木や落枝などの危険や、不法投棄問題、犯罪等の心配がある。</li> <li>・住民の高齢化や空き家増加により敷地の緑地が放置され周辺の住環境が悪化。</li> <li>・私道地権者の不理解による未舗装など生活インフラ未整備の問題。</li> </ul> <p>(2) 地域まちづくり構想の策定</p> <p>ここ数年、住民でまちづくりを協議してきた。名古屋大学環境学研究科等の専門家の協力や、名古屋市まちづくり企画課の支援、名古屋市緑地事業課との意見交換を図りつつ、今年3月に「地域まちづくり構想」を策定した。今回の提案は構想を実現するための取組みとなる。</p> <p>(3) 取組みにあたり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の緑地は民間敷地と名古屋市管理地が複雑に存在し、住民自らの主体的な取組みと、行政との協働の両方が必要となる。</li> <li>・取組みの継続のために住民への十分な周知と若い世代の参加機会を広げる。</li> </ul>
	<p>②実現性：まちづくり活動にかかる具体的な計画の内容について</p> <p>具体的な計画の内容については、前項について記載したとおりです。</p> <p>取組み体制としては、</p> <p>(1) 地域を代表する住民組織の取組み（自治会加入率 95%）</p> <p>(2) 行政との十分なコミュニケーション</p> <p>まちづくり構想の策定過程と同様に、名古屋市緑地事業課など関係部局との調整を図り取組みを進めます。</p> <p>(3) 専門家による協力体制（名古屋大学環境学研究科をはじめランドスケープ、まちづくりの専門家などの協力を得て取り組みます。）</p>
	<p>③発展性：今後のまちづくり活動における展望について</p> <p>今後の取組みの方向を下記のように考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地の維持管理のルール化を図ります（建築協定、緑化協定、行政との協議）</li> <li>・ルールに従い、適用し易い一部区域で実験的に実践してみます。</li> <li>・緑地に関わる地域課題を解決するため、自治会を中心とした緑地管理の実践組織の設立を目指します。</li> </ul>
活動期間	平成 28 年 4 月 ～ 平成 29 年 3 月



	活動スケジュール
平成28年 7月	○パンフレット作成、配布 説明会開催
8月	第1回緑地管理研究会（8月） （今年度の進め方 今迄の意見集約 マップ化等の進め方） ○緑地体験会・第1回（8月）
9月	第2回緑地管理研究会（9月） （住宅周辺、藤巻の森の緑地管理方針 見積もり資料へ）
10月	
11月	第3回緑地管理研究会（11月） （緑地管理組織検討 ルール化について）
12月	○緑地体験会・第2回（12月）
平成29年 1月	第4回緑地管理研究会（1月） （緑地管理組織検討）（実験的な実践方法提案）
2月	今年度の成果とりまとめ
3月	
<p>その他アピール事項がありましたらご記入ください。</p> <p>「まちづくり構想」策定に際してここ数年間の緑地事業課・都市計画課の担当者との意見交換や緑の審議会専門部会の議論を傍聴した結果から、少なくとも藤巻町内の大多数の住宅区域は、相当長期間、この「里山的景観」のもとで住み続けることになる公算が高いと思われました。同時に里山的景観を維持しながら公園緑地と混然一体となって生活することが、自分たちにとっても好ましく、市や一般市民にとっても望ましい方向である「まちづくり」をする必要があると考えました。「まちづくり構想」ではそれには ア より安定した制度上の担保 イ 里山的環境を維持すること（自分達が無闇な開発を抑制すること、森による悪環境を防ぎつつ景観を維持すること）が必要であると結論づけています。その達成のために、アの制度問題については、名大環境学研究科の都市計画の専門の先生の指導のもとに「整備プログラムの見直し」問題を中心に緑地事業課等関係部門と意見交換を続けています。<u>一方で同時に解決すべきイの緑地管理に関する活動が今回の提案です。</u></p> <p>また藤巻町が目指す「自然と共生する住宅地」は「駅そば」以外の都心近くの住宅地の一つのあり方として普遍的な意味を持つものとも考えています。</p> <p>なお、藤巻町自治会は50年以上の歴史を持ち、昭和50年代の高速道路貫通問題で大気汚染について独自に調査してトンネル構造について提案するなどの過去の住民活動でも実績ある団体です。独自の集会所も備えていて、そこを拠点に「まちづくり」を始め、色々な活動も展開しています。</p>	



対象区域 は 枠内

中心地:名古屋市 名東区 藤巻町2丁目 周辺



この図は本市の都市計画基本図情報に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

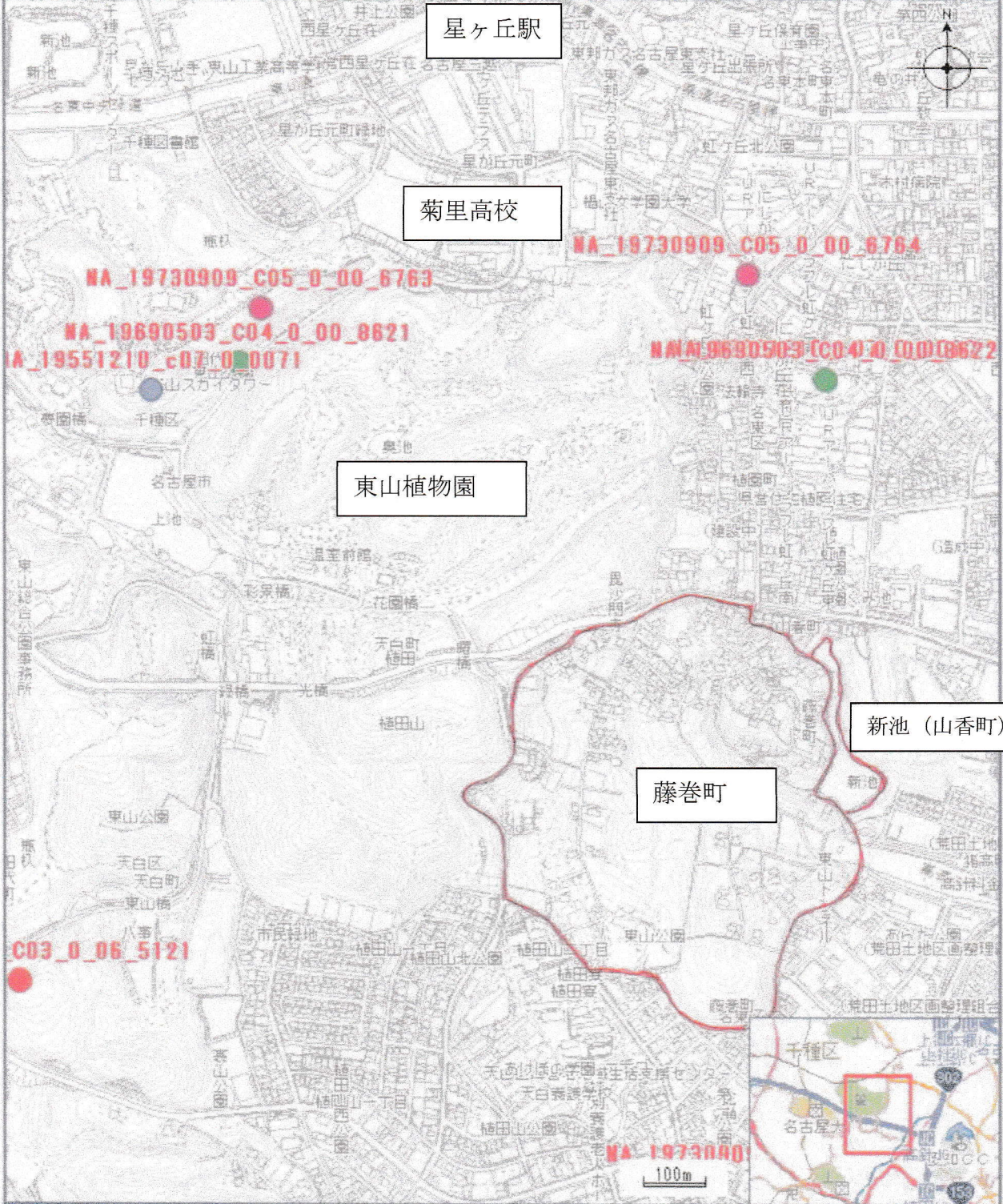
名古屋市都市計画情報提供サービス  
住宅都市局都市計画課:052-972-2712  
出力日時:2016/05/06/17:54

1 / 5000



対象区域 は 枠内

中心地:名古屋市千種区天白町大字植田植田山 周辺



星ヶ丘駅

菊里高校

東山植物園

新池 (山香町)

藤巻町

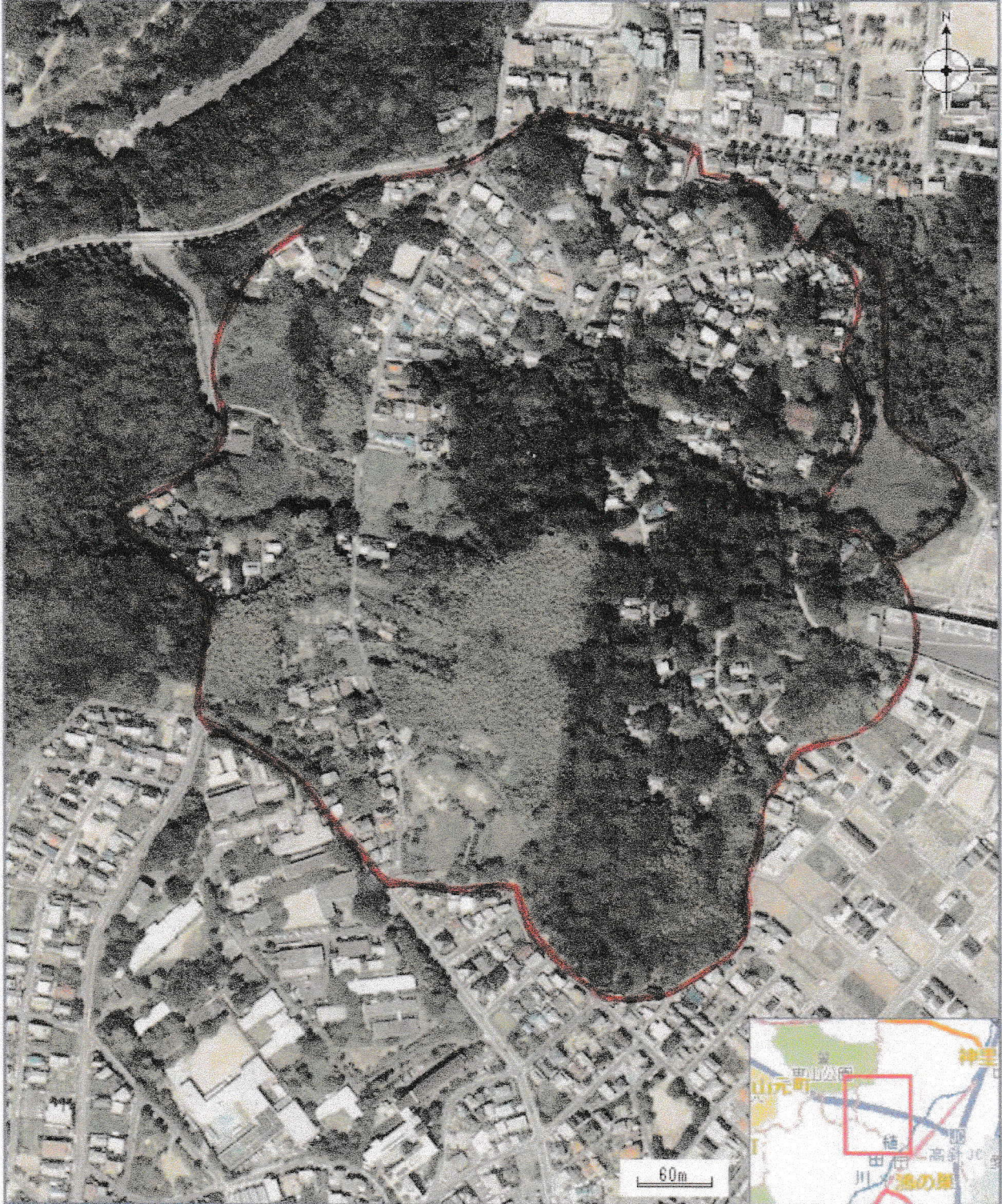
この図は本市の都市計画写真地図情報に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

名古屋市都市計画情報提供サービス  
住宅都市局都市計画課:052-972-2712  
出力日時:2016/05/06/17:09

1 / 10000



中心地:名古屋市 名東区 藤巻町2丁目 周辺



この図は本市の都市計画写真地図情報に関する証明ではありません。参考図としてご利用ください。

名古屋市都市計画情報提供サービス  
住宅都市局都市計画課:052-972-2712  
出力日時:2016/05/07/04:08



# 藤巻町自治会会則

秘

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、藤巻町自治会と称し、事務所を藤巻町集会所に置く。
- 第2条 本会の区域は、名古屋市長東区藤巻町の全域とし、区域内に別に定める組を置く。
- 第3条 本会は住民が自主的な協同活動を通じて地域課題の解決に取り組むことにより、より良い地域社会の実現を目指すことを目的とする。
- 第4条 本会は、目的達成のため次の活動を行う。  
(1) 住民の生活安全・生活充実及び会員相互の連携に関する活動  
(2) 行政当局や近隣地域の関連組織との連携に関する活動  
(3) その他、会の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員

- 第5条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯（会員名義は世帯主又はその代表者1名）、又は事業所を有する者（会員名義は代表者1名）であって所定の入会金および会費を納入した者とする。
- 第6条 会員世帯の家族は会員と同等の資格を有し、会の活動に参加できる。  
但し、会議への参加は、成年会員とし、代理出席、複数出席または傍聴が許される。  
2. 本会則に規定する会議に同一会員名義で複数出席者が有る場合の議決権は、名義当たり1票とする。

## 第3章 役員等

- 第7条 本会に次の役員、委員および組長を置き、活動組織は〈別表A〉の通りとし、改訂は毎年度役員会で決める。
2. 役員は次の通りとする。  
(1) 会長 1名、 (2) 副会長 3名以内、 (3) 会計担当 1名、 (4) 会計監査 1名
3. 委員は次の通りとし、個別名称は〈別表A〉による。  
(1) 行政その他関連組織との連携担当委員  
(2) 町内行事等担当委員
4. 組長は各組に1名とする。

### (役員の仕事)

- 第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その任務を代行する。  
なお、書記業務は副会長の任務とする。  
3. 会計担当は、本会の経理・出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿および書類を管理する。  
4. 会計監査は本会の経理および決算を監査する。

### (役員を選任)

- 第9条 会長の選任は前年度組長会で推薦された候補者を定例総会の承認を経て決定する。  
2. その他の役員は、会長候補者が、必要に応じて前年度組長会の協力を得て指名し、定例総会の承認を経て決定する。  
なお、会計監査は他の役員と兼任できない。  
3. 任期途中の補欠は、組長会で選任し、次の総会で報告し承認を得る。

### (委員の仕事)

- 第10条 第7条3項(1)の委員は、それぞれ本会を代表し、関係組織・団体から委嘱された任務を推進する。  
2. 第7条3項(2)の委員は、本会の目的達成のため必要な定例活動または年中行事の企画・実行を担当する。

### (委員を選任)

- 第11条 第7条3項(1)の委員の選任は、それぞれの所属組織が選任するが、候補者の推薦を本会に求められる場合には、組長が対応する。  
2. 第7条3項(2)の委員の選任は、会長候補者が必要に応じて前年度組長会の協力を得て指名し、定例総会の承認を経て決定する。

### (役員および委員の任期)

- 第12条 役員および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、第7条3項(1)の委員はそれぞれの所属組織が定める。  
2. 会長の再任は、原則として2期までとする。なお会長退任時は、役員および第7条3項(2)の委員の任期も終了するものとする。  
3. 任期途中の補欠により選任された役員・委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
4. 辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその任務を担当するものとする。

### (組長)

- 第13条 組長は組を代表し、役員・委員との連携のもとに各種伝達事項・要望事項を処理するとともに、会費徴収など会務に協力する。  
2. 組長は組内会員の互選で選出し、任期途中の補欠選任も同じとする。  
3. 組長の任期は1年とし、任期途中の補欠の場合は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会の運営機関

- 第14条 会を円滑かつ民主的に運営するため、次の会議等を置く。  
(1) 総会、 (2) 役員会、 (3) 組長会、 (4) 組内会、 (5) 予算・決算会議、  
(6) 特定課題検討チーム（以下「プロジェクト」と略称する）

### (総会)

- 第15条 総会は本会の最高決議機関であり、定例総会と臨時総会の二種とする。  
2. 定例総会は毎年度当初（決算終了後1カ月以内）に開催し、次の事項を審議・決議する。  
(1) 前年度活動実績、 (2) 前年度決算報告、 (3) 当年度役員・委員・組長の選任  
(4) 当年度活動計画、 (5) 当年度予算計画、 (6) 当年度「プロジェクト」設置／継続の承認  
(7) その他重要事項  
3. 臨時総会は、会長または役員会が必要と認めるときに開催する。
- 第16条 総会は会長が招集する。  
2. 総会を招集するときは、災害など特に緊急の場合を除き、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時と場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。  
3. 会員は全会員の1/10以上の賛同署名を付して上項の通知発信前に会長へ提出すれば、予定議題とは別に議題提案できるものとする。
- 第17条 会員はあらかじめ通知について、委任状により他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。
- 第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 日時および場所、 (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を含む）、 (3) 開催目的、審議および議決事項、  
(4) 議事の経過概要およびその結果、 (5) 議事録署名者の選任に関する事項  
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名者2名の署名をしなければならない。

### (役員会)

- 第19条 役員会は会長が必要と認めるときに開催する。  
2. 役員は、役員会招集の必要性を会長に進言できるものとし、会長は可及的速やかに招集の要否を決定しなければならない。

- 第20条 役員会はこの会則で別に定めるもののほか、次の事項を審議・決議する。  
(1) 総会または組長会に付議すべき事項、 (2) 総会または組長会で議決した事項の執行に関する事項  
(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (組長会)

- 第21条 組長会は原則として毎月1回会長が招集する。



2. 必要に応じて会長が指定する委員または事務局長（第28条参照）を含めた拡大組長会とすることができる。
  3. 定例総会に先立ち、拡大組長会を開催し、定例総会審議事項の事前協議を行う。
- 第22条 組長会は年度途中の会務の中間報告ならびに会員相互連携のため、次の事項について連絡・協議し会務の円滑な運営に資する。
- (1) 会務執行状況に関する事項
  - (2) その他、必要な事項
  - (3) 関連組織・団体からの連絡事項

**(組内会)**

第23条 組長は、必要に応じて組内会を開催し、会員相互の意思疎通に努める。

**(予算・決算会議)**

第24条 決算会議

会長は決算会議を開催し、会計担当役員および必要な委員の協力のもと、決算書を作成し、会計監査の審査を経た次年度後、定例総会へ上提する。

2. 決算書は、単年度の収支および年度繰越経緯が明確に記載され、自治会所有の現在資産がわかるものでなければならない。

第25条 予算編成会議

会長は、予算編成会議を開催し、会計担当役員および必要な委員の協力を得て、次年度予算原案を作成する。

2. 会長は、予算編成会議に先立ち、自治会に関連する組織・団体（「プロジェクト」を含む）担当委員等から、その次年度に必要な費用で自治会からの支出を要するものについて、申請を受け付けるものとする。

3. 次年度予算原案書は、委員全員を含む拡大組長会の承認を経た後、定例総会に上提する。

**(特定課題検討チーム) (略称:「プロジェクト」)**

第27条 会長は次の様な課題について、検討・協議するための特定課題検討チーム（「プロジェクト」）を編成出来る。

2. 課題解決に当たり、会則で規定した「会議」よりも機動的、専門的に活動する必要があり、且つ下記のいずれかの条件が当てはまる場合

ア. 多数の住民に関わる地域課題の解決に当たり、年度を越えて中・長期的に取り組む必要がある場合  
イ. 一部地域に関わる課題であっても、解決に当たり自治会が主体になって活動することが有効であると考えられる場合

3. 会長は会員15名以上の署名を付して要請があれば、「プロジェクト」編成について検討しなければならない。

4. 「プロジェクト」は前条までに定義した「会議」とは別に独立した活動体（チーム又はグループ）で、毎年度の定例総会で新規編成または継続につき、承認を得なければならない。

5. 「プロジェクト」の役割担当範囲は対象課題について、調査・検討・立案・提言までとし、実行計画段階以降は自治会本体の運営機関が担当するものとする。

第28条 「プロジェクト」の運営機関として「事務局」を置き、統括担当者として「事務局長」1名および補助者（所要名）を充てる。

2. 事務局に参加するメンバーは全会員の自由参加とし、取り組み課題について関心の強い会員が自主的意思により中核メンバーを構成する方式とする。

3. 「事務局長」は「事務局会議」を適宜開催し、活動の進捗を組長会で報告し、経過承認を得るものとする。

また、必要に応じて役員会、組内会その他適切な方法により一般会員との意思疎通に努めるものとする。

**(会議の運営規準)**

第29条 会議の構成者、定足数、議決条件等は<別表B>の通りとする。

**第5章 資産および会計**

第30条 本会の資産は、下記をもって構成する。

(1) 会費・入会金 (2) 活動に伴う収入 (3) 資産から生じる収入 (4) 寄付または寄付金 (5) その他の収入

第31条 会費は月額300円とし、1年又は半年単位で前納とする。但し、必要に応じて臨時会費を徴収できる。

2. 長期出張などの理由で、主たる住居を区域外へ移す会員は、その間の会費を免除する。

3. 新入会員の会費は、翌月分から徴収し、年度途中の退会者の納付済み会費は返還しない。

第32条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会で定める。

第33条 本会の支出は、資産をもって支弁する。

2. 予算以外の経費で5万円以上の支出が必要ときは、組長会の承認を必要とする。

3. 会員の慶弔・被災に対して次の通り支出するものとする。

イ. 会員又は同居の世帯員（3親等以内に限り）が死亡したときは、¥5000の弔慰金を供する。

ロ. 会員が災害等で被災したときは、相応の見舞金を贈ることができる。

この場合の見舞金の金額は、組長会で個別に協議して決める。

4. 年度開始後に予算が総会において議決を経ていないときは、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

第34条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

**第6章 会則の改廃**

第35条 この会則の改廃は、総会において全会員の過半数の同意を得なければならない。

**第7章 雑則**

第36条 本会の事務所には、以下の帳簿および書類を備えて置かなければならない。

なお、保管期限は別に定める。

(1) 会則 (2) 会員名簿 (3) 収支に関する帳簿および関連書類

(4) その他重要書類等(会の活動に関する沿革・実績経緯の記録等)

第37条 集会所の管理責任者は会長とし、会長は集会所利用管理の実務担当者を指名できる。

第38条 この会則に定めのない事項の取り扱い、原則として組長会の審議を経て、会長が決める。

**付属文書**

- <別表A> 藤巻町自治会 活動組織図
- <別表B> 藤巻町自治会 会議運営規準
- <別表C> 藤巻町自治会 総会出席委任状

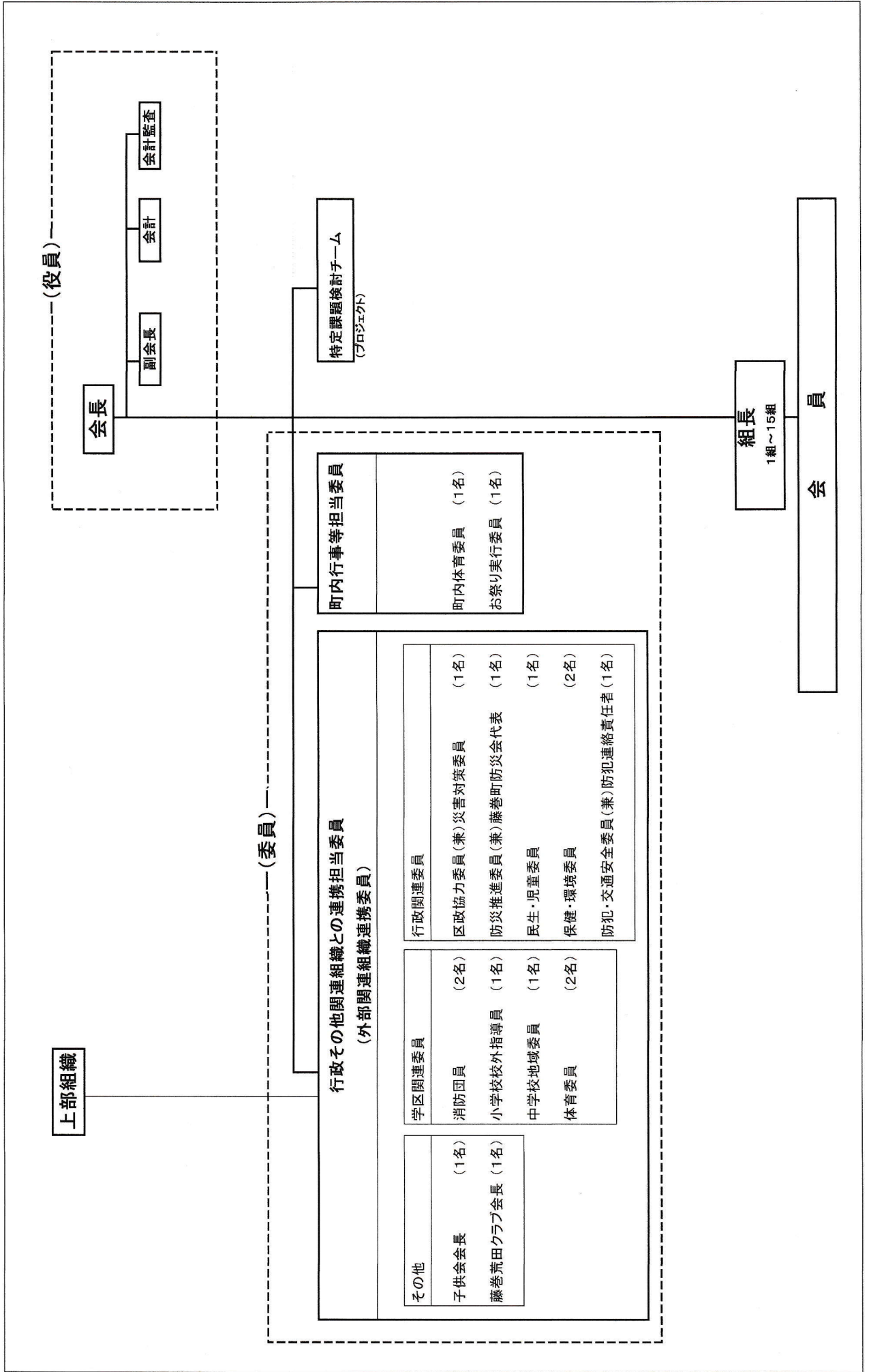
**沿革**

1. 制定 : 平成12年10月1日
2. 改訂1 : 平成20年4月20日
3. 改訂2 : 平成25年4月21日



# 自治会活動組織

藤巻町自治会会則<別表A>2013/4/21



# 会議運営規準

藤巻町自治会会則<別表B>2013/4/21

会議名	構成員	人数	会が成立するための出席定足数	議長	議決権者	議決案件(賛成者数)	議事録
総会 定例総会 臨時総会 役員会	・ 全会員 出席者+委任状	約170 出席者数+委任状数	全会員の1/2以上 (含む委任状)	席上で選任	会員	(出席者+委任状)の1/2以上	要
通常役員会	・ 会長	1	全役員の1/2以上	会長	役員	全役員の1/2以上 (事前に賛否連絡あった役員は判定数に含める)	会長判断
臨時役員会	・ 会計 ・ 会計監査 ・ 委員 ・ 事務局長(プロジェクト)	1 必要数 1x(プロジェクト数)	← ←				
組長会 定例組長会	・ 役員 ・ 組長	6以内(年度による) 15	全組長の1/2以上	会長	組長	出席組長の1/2以上 (事前に賛否連絡あった組長は判定数に含める)	要(議題一覧)に 各組長が特記事項をメモ加筆したもので可
拡大組長会	・ 役員 ・ 組長 ・ 委員 ・ 事務局長(プロジェクト)	6以内(年度による) 15 必要数 1x(プロジェクト数)	← ←				
組内会	・ 会員 各組在籍者	各組員数	組員の1/2以上	組長	会員	出席組員の1/2以上	組長判断
予算・決算会議	・ 役員 ・ 委員 ・ 事務局長(プロジェクト)	6以内(年度による) 必要数 1x(プロジェクト数)	指名者数 ←	会長	役員	出席役員の1/2以上	会長判断
事務局会議	・ 事務局長(プロジェクト) ・ 補助者(会員) ・ 出席者(会員)	1 必要数 出席数	なし	事務局長	事務局長	事務局長判定	要



年 月 日  
藤巻町自治会

平成 年度 定例／臨時 総会のご案内

表題の件、下記の通り行いますので、ご出席ください。

記

1. 日時・場所            月 日( ) 00:00～00:00 藤巻町集会所
  
2. 議題            (1) 平成 年度 自治会役員・委員及び組長の承認  
                  (2) 平成 年度 決算報告承認  
                  (3) 平成 年度 予算承認  
                  (4) 平成 年度 活動報告および平成 年度活動計画の承認  
                  (5) 平成 年度 特定課題検討チームの新設／継続／終了の承認  
                  (6)  
                  (7)

3. 委任状の提出

今回総会に出席できない方は、下記の委任状に記入し、添付の封筒に入れ、  
月 日( )までに組長へ提出して下さい。

----- 切り取り線 -----

委 任 状

平成 年 月 日

私は、月 日( )に開催される自治会総会に出席できませんので、当日議  
議決については、下記の方に委任いたします。(1又は2に○を付けてくださ

1. 総会議長

2. 組 \_\_\_\_\_ 様に委任します。

※1 どちらにも記入ない場合は議長に委任されたものとして扱います。

署名: 氏名 \_\_\_\_\_ 組

※2: 署名ない場合は無効とします。



2016年4月現在

## 地域まちづくり活用助成申請団体の構成メンバー

申請団体 藤巻町自治会

代表者： 服部 虔也（自治会長）

所在地： 名古屋市名東区植園町3丁目71番地 藤巻町集会所

実務団体 「まちづくり検討チーム」（自治会下部組織）

代表者：岡田 力美（事務局長）

住 所：名古屋市名東区藤巻町3丁目2-231

構 成 員 構成員居住地は全員【名古屋市名東区藤巻町】です。

藤巻町自治会役員

会 長：服部 虔也 名古屋市名東区藤巻町3丁目2-374

副 会 長：岡田 力美 名古屋市名東区藤巻町3丁目2-231

同 : 鈴木 幸子 名古屋市名東区藤巻町3丁目2-285

会 計 : 岩瀬 啓一 名古屋市名東区藤巻町1丁目2-1130

会計監査 : 山田 由美 名古屋市名東区藤巻町3丁目2-1274

藤巻町自治会会員：168世帯（除く事業所会員+団体会員：4）

1組：9世帯 鈴木孝次 北坂弓子 早山 弘 宮浦芳広 二村 剛  
田中富子 岩瀬啓一 平山良一 宮崎 武2組：7世帯 稲生昌左右 加藤 優 清水健治 大仲将喜 中島良一  
中島一信 近藤英和3組：7世帯 志知秀郎 田島阿さ 成田宗禧 伊藤憲治 杉本昌寛  
川口一夫 長谷川利和 小嶋香東志4組：11世帯 石原正和 寺西いね 堀 正己 南川和子 岡本邦裕  
玉本富子 青山日出春 森本儀一 近藤 司 平松芳規  
大橋二志男5組：10世帯 樋口康夫 古川裕祥 安部博之 松本 肇 林田弘子  
川村昌利 嶋内雅視 木村 昭 加藤英樹 丸田大輔6組：7世帯 賈 春雷 戸山俊樹 柴田高春 山田一夫 都 英衛  
服部 敏 水田規子



- 7組：12世帯 磯部昭巳 富永林虎 宇佐美増広 中根展 岩田昌平  
光崎敏正 淵本麻香 池田和彦 向田賢二 鈴木公夫  
藤谷武史 内田竜一
- 8組：12世帯 一柳 貢 麻生征則 高木卓爾 小林正佳 船越慶子  
加藤千尋 川崎 朗 伊藤法瑞 寺本全宏 鈴木達也  
磯村信彰 有竹信彰
- 9組：16世帯 鋤納忠治 高木淳一郎 本井恭司 岡田力美 宮田嘉隆  
杉本芳之 三神英生 大坪信之 福井利久 岩澤綾子  
高山清二 岩室克己 中谷英俊 原田雅史 酒井春樹  
後藤晋
- 10組：10世帯 木間光司 松浦健正 森上高行 河合義明 山田尚治  
奥田 匡 三ツ口勝弥 安江邦彦 鈴木京子 森上 浩
- 11組：8世帯 山下美枝子 奥田邦博 太田光男 藤村怜司 渡辺裕明  
岩瀬正次 竹田 潔 倉知正之
- 12組：20世帯 林 靖人 林 昌子 原 宏 北浦 武 丸尾成一  
高橋信明 橋本季久夫 戸谷良造 黒沢良和 川嶋よしえ  
高井 巖 田中航造 井手利幸 石黒 勇 杉山ちづ子  
松崎 良 仲里健一 阿部浩貴 戸部智之 吉田まい子
- 13組：14世帯 池田章一郎 江藤耿造 加藤友通 伊藤晴一 伊藤 明  
渡辺泰博 山田英明 四方義啓 関守清子 酒井和義  
鈴木 奔 澤田伊三夫 木村喜久男 中川寿行
- 14組：14世帯 高木六郎 井野口 利夫 高須芳美 奥村 巖 横井のり子  
岩田晋展 佐藤晴信 稲葉三枝子 一色 栄 相原宗之  
大野利昭 三輪青己其 服部虔也 佐藤利和
- 15組：10世帯 兵庫善治 熊谷直昭 中村 実 中村 昭 中島鑑子  
間瀬正香 宗 澄夫 辻 憲次郎 宮本輝明 渥美ふき子

以上